

令和4年7月12日  
学校・家庭・地域の協働体制検討委員会  
資料3

# 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会 中間まとめ（案）

# 目次

<b>1 検討の背景</b>	
(1) 社会情勢の変化と本市の学校教育の方向性	1
(2) 学校を取り巻く状況	
① 学習指導要領の理念：社会に開かれた教育課程の実現	1
② 本市におけるこれまでの取組	1
③ 教員の多忙化と働き方改革	2
(3) 検討委員会設置の経緯	3
<b>2 学校・家庭・地域の協働体制の現状と課題</b>	
(1) 学校・家庭・地域それぞれにある課題	
① 学校	3
② 家庭	4
③ 地域	4
(2) 学校・家庭・地域の協働体制の課題	4
(3) 既存の仕組みである「開かれた学校づくり協議会」と地域コーディネーター	5
<b>3 これからの学校・家庭・地域の協働体制</b>	
(1) 「開かれた学校づくり協議会」の機能の充実	7
ポイント1 共有	8
ポイント2 促進	10
ポイント3 つなぐ	12
(2) 期待する効果	13
(3) 機能を充実した開かれた学校づくり協議会を運営するにあたって	
①モデル校の実施と効果の検証	14
②運営上の留意点・検討事項	14
③教育委員会事務局の支援	15
<b>4 持続可能な学校・家庭・地域の協働体制であるために</b>	
	15
《用語説明》	16
参考資料	19

## 1 検討の背景

### (1) 社会情勢の変化と本市の学校教育の方向性

近年、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化の進展、就労状況の変化、経済格差の拡大、地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下など、社会情勢の変化は子どもたちが育つ環境に大きく影響している。

武蔵野市第六期長期計画の「子ども・教育」分野の施策は、「変化の激しい時代の子どものに必要な『生きる力』を育むことを目的」としている。「生きる力」は学習指導要領\*の「確かな学力（知）」、「豊かな人間性（徳）」、「健康・体力（体）」の3つのバランスが取れた力のことを指す。本市では学校教育のみならず幼児や青少年に関する事業もこの理念に基づいている。また、第三期武蔵野市学校教育計画では、このような時代の中で子どもたちが「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」ことを基本理念として、本市教育委員会が目指すべき学校教育の基本的な方向性を示している。様々な変化を乗り越え、経験を積み重ね、主体的に新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長するため、計画の推進に努めている。

### (2) 学校を取り巻く状況

#### ①学習指導要領の理念：社会に開かれた教育課程の実現

学習指導要領では、平成29年の改訂で前文を設けてその理念を明確にした。その中で、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程\*の実現が重要」としている。

子どもや家庭、地域社会の変容によりいじめ、不登校、貧困や特別支援教育等に関わる課題は複雑化・多様化しており、学校だけの努力で解決することは難しくなっている。「社会に開かれた教育課程」のもと、学校は家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点に立ち、連携を深めて、教育活動の充実を図っていく。子どもたちは家庭や地域で過ごす中で成長している。学校は、家庭や地域との積極的な連携から実情を把握して、地域の文化、教育資源や学習環境などを考慮し、教育課程の編成に活かす。その教育課程を介して、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校、家庭と地域が共有することが求められている。

#### ②本市におけるこれまでの取組

学校での保護者や地域の協働における特徴的な取組として「武蔵野市民科」が挙げられる。本取組は、市民性（社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画してい

く資質・能力)の育成を目指し、自己・学校・地域・社会などから課題を見付け、解決に向けて取り組む学習である。小学校第5学年から中学校第3学年において、総合的な学習の時間や各教科等を組み合わせ、各学年で年1単元以上の取組を実施している。

例えば、「キャリア発達」をテーマにしている学校では、子どもたちが自分の特徴を振り返るとともに、地域企業の協力による職場体験や保護者・地域の方へのインタビュー等を行い、働くことや生き方について考える取組を進めている。

「福祉・ボランティア」をテーマに設定している学校では、ユニバーサルデザインに関する調べ学習、武蔵野市民社会福祉協議会の協力による高齢者体験、地域の高齢者施設や福祉施設の訪問・交流などを通して共生社会について考える取組を進めている。

「武蔵野市の魅力発信」や「まちづくりへの参画」をテーマに設定している学校では、フィールドワークを通して地域の商店や施設等のよさを調べ、関係者に協力を得てタウン誌で発信する、地域の起業人に自分たちのビジネス案を提案する、まちをよりよくするための案を市長に提言するなどの取組を進めている。

武蔵野市民科は、各学校が地域の特色を生かす中で、子どもたちの社会参画への意識を高める取組であり、保護者や地域団体との連携が不可欠である。今後、一層効果的な取組にしていくためにも、家庭や地域との協働体制の構築が欠かせない。

### ③教員の多忙化と働き方改革

学校を取り巻く環境も多様化・複雑化しており、一つ一つの対応の変化により学校に求められる役割が増大している。教員は勤務時間の大半は授業や生活指導であり、子どもたちの下校後に保護者対応、学校運営に必要な会議や打ち合わせなどを行う。さらにその後に授業の準備を行っている。

令和3年度の市内小・中学校教員の8月を除く1日の在校時間は平均10.11時間であり、平成26年度に行われた武蔵野市立学校職員意識調査によれば、土・日曜日に月3日以上学校に来る割合は46.8%であった。負担感の多い業務は事務処理、調査報告、保護者対応、行事準備、放課後の会議、各種研修などが挙げられている。教材研究や授業準備時間は「どちらかといえば取れていない」または「取れていても時間外」と回答する割合が8割以上であった。また、半数近くが5時間以下の睡眠時間であり、「どちらかといえば疲れている」または「いつも疲れている」と回答した割合も8割以上であった。また、教員の中でも多様な業務を一手に引き受けている副校長の在校時間は特に長い。

こうした状況から、教員の働き方改革の推進が求められている。令和3年度市政アンケート調査では「今後重点的に進めてほしい施策」として小・中学校教育分野では「教員の働き方改革」が28.7%で全体の2番目であり、市民の関心も高いと言える。本市教育委員会では、国や都の対策や計画を踏まえて平成28年度から「先生いきいきプロジェクト」を推進し、これまで具体的な取り組みを行ってきた。例えば、校務支援システ

ム、タイムレコーダーや電話応答メッセージの導入、支援人材を確保し、事務補助、学習指導や部活動指導の負担軽減を図っている。タイムレコーダーの導入は在校時間に対する意識付けに寄与している。しかし、クラス担任を持っているか否か、部活動指導の有無、授業の合間・給食・清掃の時間を子どもたちとどう過ごしているかなど個々の教員の日々の仕事の向き合い方によって在校時間は大きく変わり、一律に対応策を講じるだけでは本当の働き方改革の成果は見えにくい。

### (3) 検討委員会設置の経緯

前述の社会情勢の変化や学校を取り巻く状況等を踏まえて、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支えることができるよう、より主体的に協議できる体制づくりや、持続可能な体制づくりについて検討を行うことが武蔵野市第六期長期計画および第三期武蔵野市学校教育計画に明記されている。多様で質の高い教育活動を継続的に実施するためには、学校と地域の連携・協働の下、より幅広い地域住民等の参画を推進し、多様な取組を実施できるような体制を整える必要がある。開かれた学校づくり協議会\*の発展及び教育活動を支える地域コーディネーター\*や PTA\*等の負担軽減も検討課題として挙げられている。

まず関係部署で構成された庁内検討会議において、課題の整理や共有を行い、議論すべきテーマや範囲について検討した。その結果、「未来を担う子どもたちのために」という理念を前提として、「社会に開かれた教育課程」を通じて学校・家庭（保護者）・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、テーマを『「学校運営」に関する協働体制について』に絞って検討を行っていくこととした。

庁内検討会議の報告を踏まえて、外部の有識者、関係地域団体選出者、学校や行政関係者のメンバーから成る本検討委員会が設置された。検討結果については、この中間まとめにおいてパブリックコメントを実施し、多様な意見を反映した上で、本市教育委員会へ最終的な報告書を提出する。

## 2 学校・家庭・地域の協働体制の現状と課題

### (1) 学校・家庭・地域それぞれにある課題

庁内検討会議では、学校・家庭・地域の連携先別に課題の整理や共有を行った。本検討委員会においても主に第1回から第3回にかけて学校・家庭・地域の連携が必要である背景や、課題について議論してきた。

#### ① 学校

多様な家庭への対応や、人権教育、SDGs に対する教育、キャリア教育、プログラミング教育など一部の教科指導では解決できない横断的な分野での教育の必要性、個別

最適な学びの保障など業務が複雑化し、教員が多忙であるため、家庭や地域と連携・協働する余裕がない。教員一人一人の心身の健康を保持し、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、教員の多忙化解消は今後も引き続き取り組んでいかなければならない喫緊の課題である。

学校と家庭のつながりは PTA を介すものも多いが、PTA は毎年役員決めが難航したり、子どもが卒業した後には関係が途切れやすい現状である。また、家庭の事情に応じて個別の対応や丁寧な連絡を取る必要があるが、勤務時間外の対応になってしまうことが多い。

地域との関係では、各団体の会合に校長・副校長が出席する機会が多い。学校行事への協力依頼や地域団体との連絡調整に時間を要することもある。

## ② 家庭

社会の変化に伴い、家庭構成の変化や共働き家庭の増加など家庭の状況も多様化している。新築住宅やマンションの増加により顔の見えない近隣関係や転出入の多い保護者世代は、個人的なコミュニケーションにとどまり、関係性は希薄になりがちである。PTA 活動は、活動の負担に対する懸念から役員の成り手が不足し各家庭の積極的な参画を得られない場合もあり、役員以外は学校とも地域とも関係性が薄い。

PTA 役員は地域団体と関わりはあるものの、役員以外の保護者と地域のつながりを築いていくことも必要である。

## ③ 地域

地域には、コミュニティ協議会\*（コミュニティセンター）、民生児童委員\*、福祉の会\*、青少年問題協議会\*、自主防災組織\*、商店会などのコミュニティを担う団体がある。そうした地域団体においては役員等の長期化や他の団体も兼任するなど、担い手が不足している現状にある。

一方で、学校や地域に関わりたいが、きっかけがなく機会がないまま潜在化している地域人材もいる。教育委員会では、学校教育に深い関心をもち、特技や趣味を生かして子どもたちの指導や学校に協力をする地域の協力者を 100 名程度登録している。学校に情報提供するにとどまらず、協力人材の活用のしやすさも工夫していく必要がある。

学校と地域団体は各種会議や行事などで協力する活動があるが、学校から求められている役割が不明確であったり、協力の度合いは各校によって地域差がある。

PTA とのネットワークや関与の仕方も地域差が大きく、地域活動に協力を求めても、家庭からの参加者や協力者は減少傾向にある地域団体もある。

## (2) 学校・家庭・地域の協働体制の課題

現状では、子どもを地域で育てていく方向性を共有するための立場の異なる学校・家

庭・地域が連携できるつながりはあるが、意識の共有などを深めるまでには十分に至っていない。一方、学校からの情報発信を求める声が多くある。ただ学校の取組ありきでは学校側の負担が大きい。取組に対する理解が進むよう、視点や方向性を合わせる機会が必要である。

また、教員の負担を軽減して学校が本来業務に注力できるよう、学校・家庭・地域の協働体制が教員をサポートしていく機能も求められている。文部科学省の中央教育審議会は、学校における働き方改革に関する答申の中で、これまで学校や教員が担ってきた代表的な業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として整理をしており、それらの業務においては関係機関、地域や保護者と役割を分担したり協力体制を取ることで学校の負担を軽減していくことを示している。

しかし、前述のとおり地域団体や PTA は成り手不足など活動の継続性に課題もあることから、今後求められる協働体制の支援や活動は、「持続可能性」という視点をもって体制づくりを行っていかねばならない。目指すべき方向性は、学校・家庭・地域の立場が異なる関係者がお互いの状況を理解し合い、強みをコーディネートし、協議の場を設ける持続可能な仕組みである。

### **(3) 既存の仕組みである「開かれた学校づくり協議会」と地域コーディネーター**

「開かれた学校づくり協議会」は、平成 12 年度の試行を経て、平成 13 年度から各小中学校に設置された協議会である。学習指導や学校行事、教育活動、子どもたちの指導、学校と家庭・地域の連携等学校運営に関して、委員に広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、市立全小中学校に設置された。学校教育法施行規則第 49 条第 1 項に基づく学校評議員\*の位置付けである。委員は地域、保護者、関係団体等の代表ら委員 8 名以内から成り、年 4 回程度、校長の招集により協議会が開催されている。会議内容は学校または各団体からの情報提供が中心であり、校長の求めに応じて意見する。

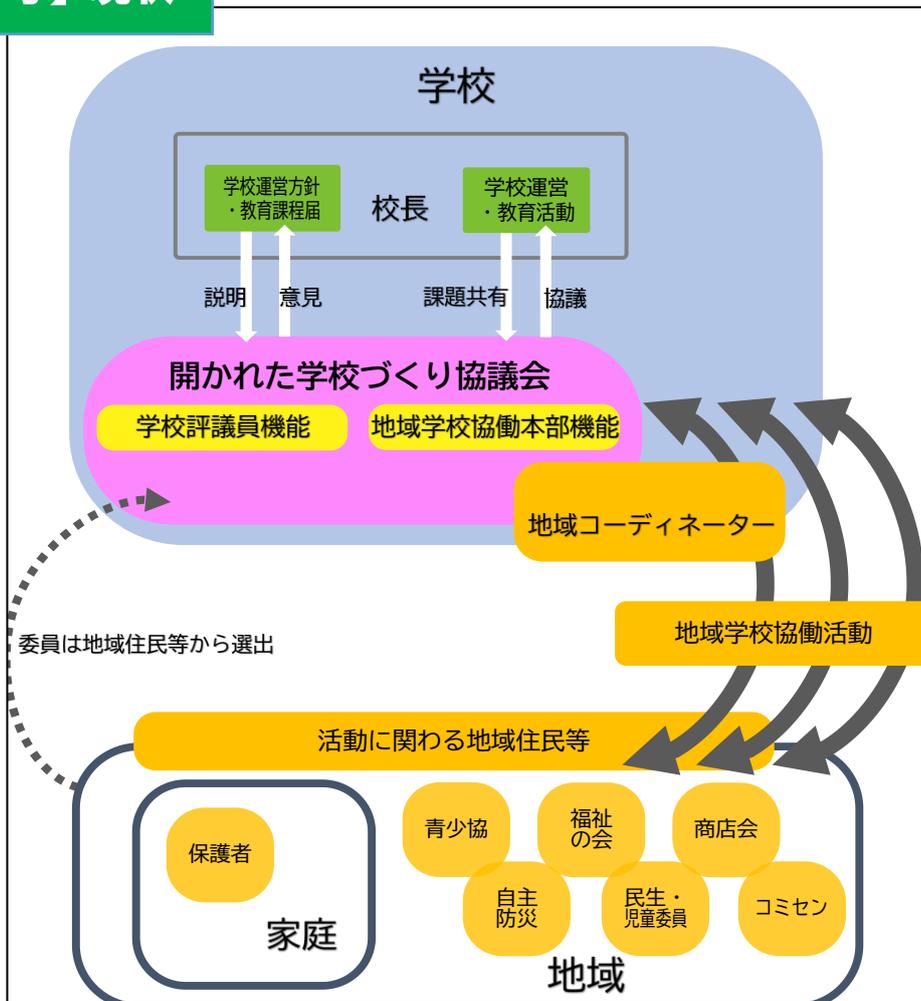
また、開かれた学校づくり協議会は、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークである地域学校協働本部\*の機能も兼ねている。そのため、学校と地域を結ぶ窓口役である地域コーディネーターが開かれた学校づくり協議会委員を兼任しており、活動に関わる地域住民等の参画について、①コーディネート機能、②多様な活動提供、③継続的な活動提供の役割を中心となって担っている。

地域コーディネーターは学校の副校長や教員の負担軽減を図り、地域と連携した学校教育を推進していく役割を担っている。実際に農業や伝統文化などのゲストティーチャーによる学習支援、登下校の見守り、遠足、運動会や展覧会などの学校行事支援、花壇の整備などの緑化活動、職場体験受入事業所との調整など幅広く学校支援活動に携わっている。学校や地域からは地域コーディネーターは欠かせない大切な存在で、そ

の役割に感謝しているという意見が寄せられている。地域コーディネーターは教員の負担軽減を図ることを趣旨として学校の要望に応えることを活動の中心としている。そのため、地域コーディネーター側から学校に提案することは意識的に控えていたり、スケジュールや前例など学校から早めに情報共有してほしい等の要望があっても学校に伝えにくいなど、多忙な学校に配慮した活動となっている傾向がある。

開かれた学校づくり協議会の地域学校協働本部の機能は、実際には地域住民等の参画が地域コーディネーター個人の人脈頼りであり、活動の多様性や持続可能性に課題がある。実際に PTA 役員になってから初めて開かれた学校づくり協議会に関わったという意見や、開かれた学校づくり協議会委員に委嘱されていない団体ではその存在を知らないなど、そもそも開かれた学校づくり協議会の認知度が低い現状にある。また、開催回数の規定もあり、報告中心の会議内容であるため学校と地域が目標を共有するまで十分に議論することが難しい。

## 【参考】現状

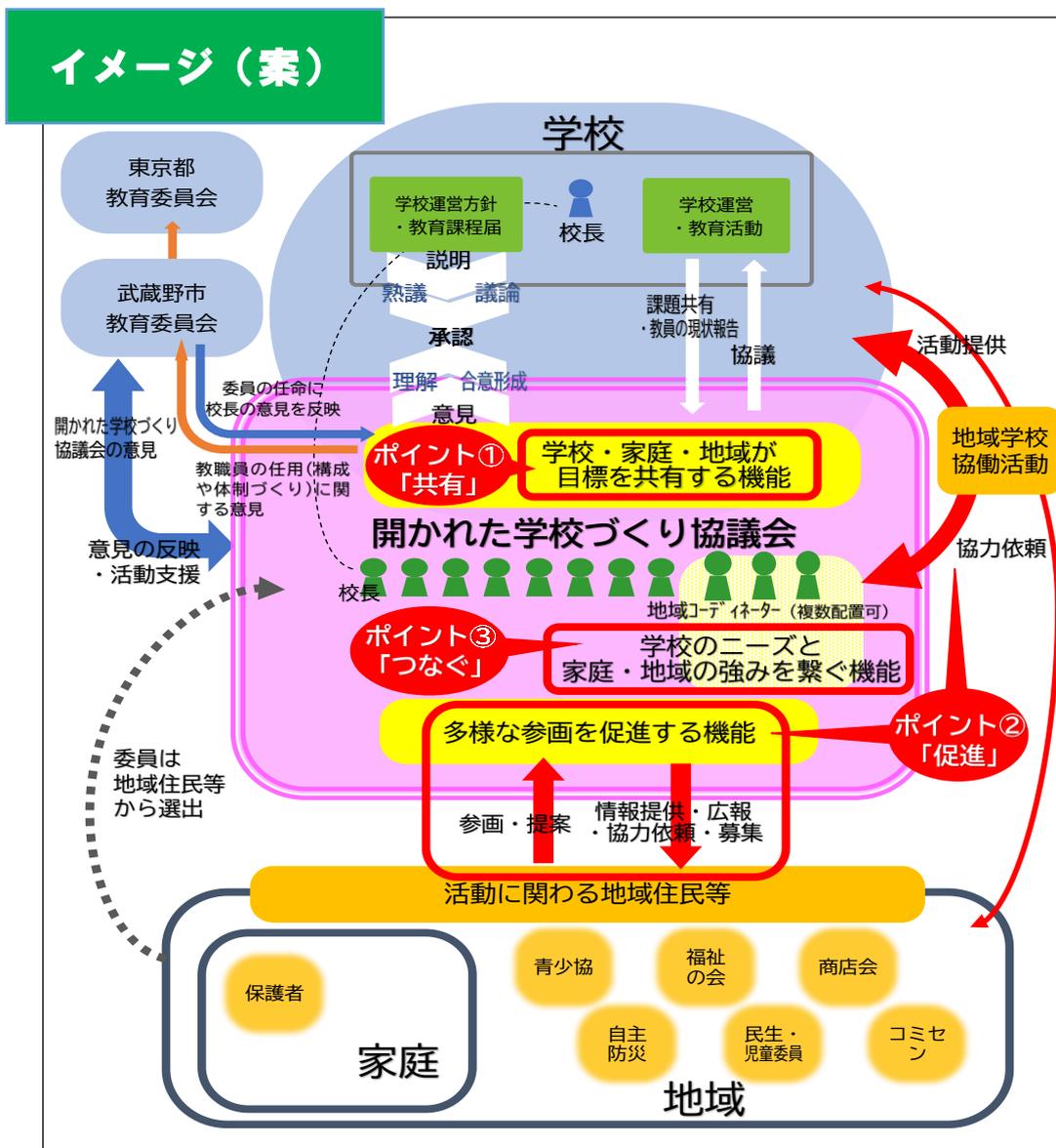


### 3 これからの学校・家庭・地域の協働体制

#### (1) 「開かれた学校づくり協議会」の機能の充実

学校・家庭・地域の現状と課題を踏まえて、本検討委員会では、学校・家庭・地域が意見を表明し合い、お互いの状況を理解して連携・協働をすすめる場の必要性が議論された。そこでは様々抱える課題は違っていても、「子どもの豊かな学び・育ちを支えるため」という思いは同じであることを共有した。そのための基盤を整備していくという共通の観点から、現行の「開かれた学校づくり協議会」の仕組みを活用し、機能を充実してお互いのベクトルを合わせる場として強化する方向性を見出している。

機能の充実のイメージとしては、次の3つのポイントを軸に発展させていくことで学校・家庭・地域が抱える課題の解決や、12 ページ以降に示した期待される効果が得られるかを検討していく。



## ポイント1 共有

学校・家庭・地域が目標を共有し、ベクトルを合わせて学校運営を協働する

### 【学校運営の基本方針の承認】

学校・家庭・地域がお互いの状況を理解し合い、目標の共有を具現化する仕組みとなるために、開かれた学校づくり協議会が合議体となり校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定される「学校運営協議会\*」の機能を活用することとなる。家庭・地域と教育目標を共有するために、学校は学校運営の状況や教育活動について情報提供や説明をし、議論を重ねて学校・家庭・地域のお互いの思いや理解を深めていく。子どもたちの育ちを共に考えていこうという目標の下、「合意形成」を重ね、最終的には開かれた学校づくり協議会が責任を共有して学校運営の基本方針の承認を行うことで、地域・家庭の理解と協力を得た教育活動を行うことができる。この承認までのステップが、「社会に開かれた教育課程」の実現に資すると言える。

あくまで学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限をもつものではない。しかし、家庭や地域と方向性を合わせ、運営方針が認められることによって、校長の学校運営に対する自信につながっていく。

一方で、開かれた学校づくり協議会の中で合意形成が得られず、基本方針が承認されない場合も起こりうる。校長は開かれた学校づくり協議会と議論を続けて承認されるよう基本方針を大成する努力を続けることが前提であるが、承認されない場合でも学校運営を止めることはできない。開かれた学校づくり協議会の運営改善に向けた支援を教育委員会から行うなど、承認されないケースに対応するための検討も必要である。

### 【教員の任用に関する意見】

学校運営協議会の機能には、「教員の任用に関する意見の申出」を行う権限がある。任用については、東京都に任命権があり、校長が本市教育委員会に意見の申出をする権限に影響があるものではない。例えば、職員構成、経験、得意分野や専門性などその学校の特色にあった人材像に対して希望する意見を述べられるものである。教員の任用のどのような事項について意見の対象とするかは教育委員会規則で定める必要があるが、意見は本市教育委員会を通じて東京都教育委員会に申し伝えられる。

また、反対に学校からも求める人材を公募できるようになる。学校ごとに希望を出し、その学校が求めているイメージ像に適している教員が自薦で申し込むことができる。

こうした教員の任用に関する機能を活用するためには、学校の体制や教職員の現状報告について開かれた学校づくり協議会の中できちんと行われ、把握され、協議されなければならない。

### 【開かれた学校づくり協議会のPDCA サイクル】

開かれた学校づくり協議会は地域学校協働本部として位置付けられている。家庭や地域と効果的な連携・協働を推進していくためには、共有した目標・ビジョンや学校運営方針を軸に、幅広い地域団体等との地域学校協働活動を続けていけるよう、学校運営協議会機能と地域学校協働本部の双方を一体的に取り組んでいくことが重要である。学校評価とともに地域学校協働が健全に行われているかも振り返り、課題解決や改善策を講じてPDCAのサイクルにつなげていく効果が期待できる。

- (Pー計画ー) 開かれた学校づくり協議会で学校運営方針を承認する。地域学校協働活動においても何を目的にどのように行うのか、学校の教育課程とも関連付ける。
- (Dー実行ー) 地域コーディネーターが学校と地域住民等の懸け橋となり、情報共有や助言を行いながら地域住民や団体等の幅広い参画を促す。学校でも教育課程に基づいた教育活動の中に、武蔵野市民科、キャリア教育や体験活動など地域に根差した学習も実施する。
- (Cー評価ー) 学校の運営が健全に行われているか学校運営の評価を行う。また、地域学校協働活動の活動内容や家庭・地域との連携の課題について振り返りを行い、開かれた学校づくり協議会の中で共有する。
- (Aー改善ー) 評価に対する意見や協議を重ねて、次年度に向けて目標の設定、改善に向けた工夫やアクションプランを立てる。学校運営や教員の任用に関する意見は次年度の学校運営方針の参考とする。

### 【委員の構成と任期・開催回数】

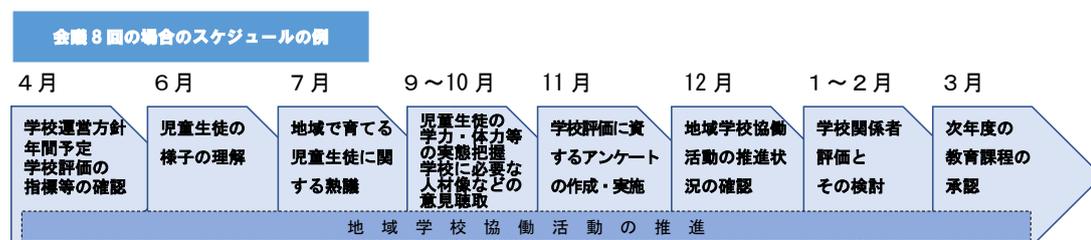
開かれた学校づくり協議会の委員は現行8名以内であるが、12名程度まで上限を広げることを検討する。定数を増やすことにより多様性を担保し、多くの知恵が集められ

るように、現在各校で任命できていない地域団体や学識者、新しい地域人材などを協議会の委員に追加できる。委員は地域の実情に応じて、年度末までに新年度の委員を校長が推薦する。地域団体の代表が充て職で委員であり続けるなど一部の関係者に負担が偏っている現状があることから、委員の人選にあたっては、大学生などの若い世代、保育園や幼稚園などの保護者、地域の企業の関係者、ジェンダーバランスなど多様な意見が反映できるよう考慮して、学校運営や地域学校協働活動のために建設的な議論ができるよう委員を選定したい。

地域団体の担い手不足や世代交代が進まない現状から、委員の任期についてはその期限や再任についても引き続き検討していく必要がある。委員の任期を終えても地域の協力者として開かれた学校づくり協議会とつながりを持ち続けていけるような関係を築いていきたい。

また、協議会の開催回数も現行の4回から8回以内程度まで充実させていく。これまでは校長の求めに応じて意見するのみであったが、今後は学校の運営方針を承認するための議論、地域学校協働活動の状況把握やPDCAを年間通して回していくことを鑑みると、現行の4回では十分でない。例えば下記のような協議内容やスケジュールで学校・家庭・地域がお互いに理解を深め合うイメージを示している。

委員の構成人数、協議会の回数の上限を増やすことから負担の増加が懸念される点については、開かれた学校づくり協議会運営の事務局機能や体制を維持できる在り方を検討する。



## ポイント 2 促進

学校と家庭や活動に関わる地域住民等との多様な参画を開かれた学校づくり協議会がマネジメントし、地域学校協働活動を促進する

### 【開かれた学校づくり協議会の活動提供】

開かれた学校づくり協議会が学校へ多様な活動提供を集中的に担い、委員でもある地域コーディネーターが中心となりボランティア、地域住民や地域団体の参画を

仕組みとして促進する。地域の協力者等との調整を行うことで学校の負担を軽減するとともに、多様な担い手の教育活動への参加が促進され、その関わりから子どもの学びが充実する。

学校側がどのような活動に家庭や地域の協力が必要なのかを明確にして、そこに対して適材となる地域人材を結び付ける。協力者側も力を発揮できる分野を選択しての参画が可能となり、活動のしやすさにつながる。

放課後の学習支援や、ゲストティーチャーによる講演、課外活動の朝練習、部活動の指導サポート、中学校の職場体験先の調整、学校周辺の環境整備など地域の協力者との連携で実施されている活動が例として挙げられる。

#### **【開かれた学校づくり協議会の広報活動】**

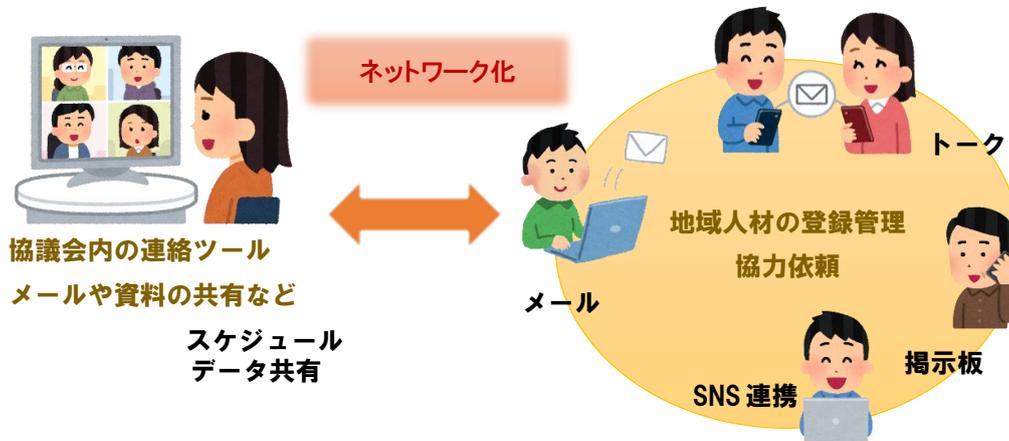
家庭や地域学校協働活動に関わる地域の協力者に多様な参画を呼びかけるには、開かれた学校づくり協議会の役割の周知と、活動内容の情報提供など積極的な広報活動が必要である。現状では開かれた学校づくり協議会は、委員が選出されているなど関わりのある地域団体の関係者や一部の保護者にしか知られていない。家庭や地域の協力者側からも企画や提案をもらうような地域学校協働活動にしていくために、学校・家庭・地域の日常的なコミュニケーションが求められる。

#### **【地域の協力者を結ぶオンラインツールの活用】**

地域の協力人材の登録管理や協力依頼を効率的に行う仕組みとして、協力者募集の情報を容易に周知するオンラインツールの利用を検討する。

PTA の役員や地域団体には担い手不足という課題がある一方で、家庭や地域には学校や地域活動に関わりたいがきっかけがなく潜在化している人材もいる。特に保護者世代との連絡はスマートフォン、SNS やメールなど、身近にあるオンラインツールの利用が有用である。誰もが気軽に、得意分野で1回だけでも手を挙げられるようなシステムを活用して参画を促進する。

## 開かれた学校づくり協議会と家庭・地域の協力者をシステム化したイメージ



### ポイント3 つなぐ

学校のニーズと家庭・地域の強みを効果的につなぐ

#### 【地域コーディネーターの複数配置】

学校の教職員や PTA 役員は年度によって人員が替わっても、地域との橋渡し役として安定して存在する地域コーディネーターは、学校のニーズと家庭や地域の強みをつなぐ要である。しかし、地域コーディネーターも困難な対応に孤軍奮闘したり、活動として記録に残らないような連絡調整など細かな活動に多く時間を費やすこともある。時には、学校の事務補助職員が地域コーディネーターをサポートするなど複数で対応するメリットも意見として挙げられている。

今後は各小中学校に1名ずつ配置している地域コーディネーターを複数配置することを可能とし、層の厚いチーム体制を築く。役割を分担してそれぞれの地域コーディネーターの力を発揮できるチームで対応することで、教育課題に応じた多様な活動が提供され、また、負担が偏らないことで継続的な地域学校協働活動が可能となる。

#### 【開かれた学校づくり協議会を中心としたネットワークの広がり】

開かれた学校づくり協議会を中心に、多様な委員の属性、複数の地域コーディネーターや地域の協力者などそれぞれがもつネットワークが共有されることにより、

学校のニーズと家庭・地域の強みが幅広くつながっていく。学校・家庭・地域が「顔が見える」関係となり、教育活動だけでなく、家庭や地域で抱える課題への対応や解決に寄与していく。

例えば、地域防災組織、福祉関係者とのつながりから、子どもたちの防災意識の向上や安心安全な暮らしの確保、不登校、養育困難や貧困問題等への対応など、子どもたちを取り巻く多様な地域課題の対応が可能となる。よりよい地域をつくるためのネットワークのプラットフォームとなることが目指される。

## (2) 期待する効果

学校運営の基本方針を承認する学校運営協議会機能を活用することで、学校運営や教育活動の課題に対して関係者が当事者意識をもち、連携や協働して取り組んでいくことは地域学校協働活動にもつながっていく。学校では、地域の実情を踏まえた教育活動や行事を取捨選択した上で、必要に応じた家庭や地域の担い手との協働が可能になる。学校がやらなくてもよいことややめられることを共に考え、学校の業務を役割分担できれば、教員の多忙化解消にもつながる。

家庭や地域も、学校や子どもたちと主体的な関わりが増え、学校や子どもたちの変化を実感できることが次の協力活動の動機付けにつながる。学校だけでは対応しきれないことを地域連携でどう取り組んでいけるか、立場や専門性は異なる中で意見や思いをすり合わせて熟議していくことができる。

子どもたちに関わる多くの人がそれぞれ果たすべき役割に応じて主体的かつ一体的に活動していく中で達成感や信頼関係が生まれ、活動に楽しさを見出せるような協議会になることを期待する。

開かれた学校づくり協議会が土台となり、学校・家庭・地域が意識の共有を深めて結び付く新たな協働体制が子どもたちの豊かな学びや育ちを支える基盤となる。

家庭にとっても学校や地域との距離が近くなることで関係性も深まり、安定した地域環境の中で子どもが育つことに安心することができる。また、子どもたち自身も地域との関わりの中で学びが充実し、地域への愛着が醸成される。成長するうちに地域社会構成員の一人としての自覚が芽生えれば、地域活動の担い手として次世代育成につながっていくことも期待できる。

## 期待する効果



### (3) 機能を充実した開かれた学校づくり協議会を運営するにあたって

#### ① モデル校の実施と効果の検証

機能を充実した開かれた学校づくり協議会の効果についてはモデル校を指定して実践して検証する。機能を維持できるか、また学校の負担をより増やすことになっていないかなど健全な状態で運営されているかの検証も必要である。

モデル校は市立小中学校 18校のうち 2校を指定し、令和 5 年度から 2 年間実施する。実施にあたっては、教育委員会が運営の参考となるガイドラインを作成する。

検証方法は、学校・委員へのヒアリングや保護者アンケート等を実施する。運営状況について学校・家庭、地域団体やモデル校以外の開かれた学校づくり協議会や学校にフィードバックする。生じた課題は改善策を検証し、運営ガイドライン\*を随時改訂し、次年度の円滑な実施に活かしていく。

#### ② 運営上の留意点・検討事項

- 現行より会議の回数が増えることから、熟議するための各種調整や会議運営の準備が必要になるため、事務局機能を担う担当者として副校長等事務補助職員（会計年度任用職員）を置く。
- 積極的かつ効果的な広報活動を行い、開かれた学校づくり協議会の役割や活動内容の情報を発信する。

- ▶ 参加しやすく効率的な協議会運営として、開催時間の工夫やオンラインを併用するなど新たな手法も検討する。

### ③ 教育委員会事務局の支援

教育委員会は開かれた学校づくり協議会の効率的な運営の一助となるよう、運営ガイドラインの作成や予算の確保などの支援を継続する。特に運営の担い手となる人材に対する財政面での担保に努める。

学校の中で日常的な活動の場やスペースの確保の必要があれば学校と調整を図る。また、開かれた学校づくり協議会の役割や運営の流れを委員に説明して協議会の役割に対する理解を深められるよう、協議会開催の際には教育委員会職員を派遣して円滑な運営に向けたサポートをする。

必要経費としては、報酬、印刷代や消耗品などの需用費、協議会運営や地域学校協働活動で利用する ICT 端末や通信費などがある。予算の確保については、国及び東京都の補助金も活用する。

## 4 持続可能な学校・家庭・地域の協働体制であるために

これまでも開かれた学校づくり協議会は学校と家庭や地域との関係を大切にし、校長から求められた際には学校運営に対して意見し、学校評価も行うなど学校評議員として重要な役割を果たしてきた。

今後は開かれた学校づくり協議会が学校運営に責任を有する合議体として組織的・継続的に設置されることで、子どもたちの豊かな学びや育ちを支える地域づくりの基盤となるために一層充実した体制に発展していくことを期待する。学校・家庭・地域が目指すべき方向性を合わせ、課題を共有し、ともに創り上げていく機運を高め、学校運営の改善や充実を図っていく。新しい開かれた学校づくり協議会は、市民自治による市政運営や共助のまちづくりに歴史的に取り組んできた本市の特性をより活かすことができる仕組みであると考えられる。

持続可能性という観点からは、活動に関わるメンバーの負担を減らしていかに楽に協働できるかの工夫が必要になってくる。多忙な学校にとってさらなる負担とならないよう、開かれた学校づくり協議会運営の事務局機能や体制を維持できるような在り方については、引き続き検討が必要である。

《用語説明》

ページ	用語	説明
1,	学習指導要領	全国のどの地域でも、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が定めている各学校が教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。「総則」「各教科」「道徳」「外国語活動（小学校のみ）」「総合的な学習の時間」「特別活動」からなり、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。
1, 3, 8	社会に開かれた教育課程	学習指導要領の基本理念。「社会に開かれた教育課程」の3つのポイントとして、①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有、②これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成、③地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現、が挙げられている。子どもたちの学びを学校だけに任せず、学校は教育課程を地域に示し、子どもたちの学ぶ姿をみて地域は評価を行う。子どもの学びを学校と地域が連携して支えていく考え方。
3~ 6, 11, 12	P T A	P=Parents(保護者)、T=Teacher(教職員)、A=Association(組織)の略。各学校で組織された、保護者と教職員による任意加入の団体。児童生徒の健全な成長をはかることなどを目的として、様々な活動を行っている。
3, 5, 6, 9, 10, 12	地域コーディネーター	平成28年4月より、学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校（小学校12校・中学校6校）に各校1名（全18名）ずつ配置した地域人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域の協力人材（ボランティア）のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
4	コミュニティ協議会	コミュニティセンターの運営や地域のコミュニティづくりを担う、地域のボランティアによる団体。
4	民生児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
4	福祉の会	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。

ページ	用語	説明
4	青少年問題協議会	青少年問題協議会（略称：青少協）は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
4	自主防災組織	自主防災組織は、地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織。
5, 15	学校評議員	平成12年1月21日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」に基づく。学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけたもの。学校評議員は校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べる。学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に直接関与したり、拘束力のある決定をしたりするものではない。
5, 6, 9	地域学校協働本部	地域学校協働活動の推進に当たって、整備することが有効とされる仕組み。幅広い地域住民や団体等の参画により形成された、緩やかなネットワーク。地域学校協働本部の要素としては①コーディネート機能②多様な活動③継続的な活動の3点が挙げられる。
8, 9, 13	学校運営協議会	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、設置が努力義務化されている。 学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
9~13, 15	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

ページ	用語	説明
14	運営ガイドライン	<p>教育委員会事務局が作成し、どの学校でもスムーズに開かれた学校づくり協議会を開催できるよう、役割を明文化して例示する。①会議開催の年間スケジュール、議題・テーマの例や開催時の流れなど会議開催マニュアル、②委員の推薦から委嘱手続き、会議の開催手順（通知作成、資料共有・準備、記録作成）など協議会事務局の事務フロー、③開かれた学校づくり協議会の広報の仕方や地域協力人材とオンラインツールの活用など新しい地域学校協働活動の活動例などを想定している。</p>

## 参考資料

### ■検討の経過

日時	議事内容
第1回 令和3年10月 13日(水)	(1) 委員長及び副委員長選出 (2) 検討委員会への諮問について (3) 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会の運営について (4) 学校・家庭・地域の協働体制に関する検討委員会庁内検討会議の報告について (5) 学習指導要領との関連について (6) 検討の進め方について (7) 各委員からのご意見
第2回 令和3年11月 8日(月)	(1) 第1回検討委員会での委員意見まとめについて (2) 検討にあたっての補足および用語説明について (3) 学校・家庭・地域の連携・協働に関する協議
第3回 令和3年12月 16日(木)	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働に関する協議
第4回 令和4年1月 27日(木)	(1) 検討委員会の協議を踏まえた学校・家庭・地域の協働体制強化イメージ(案)について (2) その他
第5回 令和4年5月 12日(木)	(1) 各団体からの意見共有 (2) 学校・家庭・地域の協働体制強化イメージ(案)についての検討 (3) その他

### ■武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市の学校、家庭及び地域の協働の在り方を検討するため、武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 学校・家庭・地域の協働の在り方、意義及び仕組みに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の協働にあたり、教育委員会規則の制定に必要なこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

(構成)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

(部会)

第8条 検討委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、検討委員会が指示する事項を実施するため、検討委員会に部会を置く。

2 部会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

学識経験者 3人
武蔵野市立小中学校校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校副校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者 2人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者 1人
武蔵野市青少年問題協議会地区委員会を代表する者 1人
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会を代表する者 1人
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者 1人
武蔵野市地域コーディネーターを代表する者 1人
子ども家庭部長
教育部長

別表第2（第8条関係）

教育部長
市民部市民活動推進課長
健康福祉部地域支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長
教育部統括指導主事
教育部生涯学習スポーツ課長

■武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会 委員名簿  
 (令和3年10月13日～令和5年3月31日)

	氏名	役職名
1	有村 久春	東京聖栄大学健康栄養学部管理栄養学科教授
2	渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科教授
3	助友 裕子	日本女子体育大学体育学部健康スポーツ学科教授
4	宮崎 倉太郎	武蔵野市立境南小学校校長
5	河合 雅彦	武蔵野市立第三中学校校長 (任期：至令和4年3月31日)
6	竹山 正弘	武蔵野市立第三中学校校長 (任期：自令和4年4月1日)
7	高丸 一哉	武蔵野市立大野田小学校副校長 (任期：至令和4年3月31日)
8	山口 武志	武蔵野市立第四小学校副校長 (任期：自令和4年4月1日)
9	田代 裕司	武蔵野市立第六中学校副校長
10	藤平 真史	前武蔵野市立関前南小学校PTA会長
11	松田 阿弓	前武蔵野市立第六中学校PTA会長代理
12	高橋 淳子	西部コミュニティ協議会会長
13	矢島 和美	武蔵野市民生委員・児童委員代表会長
14	北島 博史	武蔵野市青少年問題協議会千川地区副委員長 (前委員長)
15	守谷 洋子	武蔵野市立井之頭小学校開かれた学校づくり協議会代表
16	島田 豊文	武蔵野市立関前南小学校地域コーディネーター
17	横山 美江	武蔵野市民社会福祉協議会地域福祉推進係長
18	勝又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長
19	樋爪 泰平	武蔵野市教育部長

敬称略